

民事執行法の改正に関する中間試案（案）についての説明資料

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要なとされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要なとされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

(注1) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア 強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば、財産開示手続を実施することができるものとする。

イ 申立人に知れている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたときは、イの取消決定をすることができないものとする。

(注2) 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第197条第3項）を短縮するものとする考え方がある。

(補足説明)

1 部会資料10-1からの変更点

本文(1)、(注1)及び(注2)は、部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、部会資料10-1では、申立てに必要なとされる債務名義の種類を拡大を本文で取り上げた上で、(注1)では先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直しについて、(注2)では再実施制限の緩和について、それぞれ取り上げた。これに対しては、第10回会議において、(注1)と(注2)で取り上げられた考え方が、本文の内容とは別の論点に関するものであることを明確にすべきでは

ないかとの指摘があった。そこで、部会資料11-1では、(注1)と(注2)の冒頭に、「本文とは別に、」と付け加えることで、この点を明確にすることを試みた。

また、部会資料10-1では、(注1)のイの要件を「知っている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるとき」と記載していたが、これに対しては、第10回会議において、「知っている財産」が「申立人に知っている財産」である旨を明確にすべきではないかとの指摘があった。そこで、部会資料11-1では、この点を明確にすることを試みた。

2 先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直しに関する(注1)について

第10回会議では、先に実施した強制執行の不奏功等の要件については、これを廃止するものとする考え方を中間試案の本文で取り上げるべきであるとの意見があった。

もっとも、現行法が、財産開示手続の実施要件として、先に実施した強制執行の不奏功等を要求しているのは、一般論として、財産開示手続が、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであるため、この手続を行う必要がある場合に限り、手続を実施するのが相当であるとの考え方に基づくものであるが、現行法のこのような考え方には、相応の合理性がある。また、部会のこれまでの議論では、強制執行の対象となる債務者財産の調査は本来的には債権者の役割であるという観点からも、現行法の考え方は合理的であるとの指摘がされたほか、制度創設後の運用状況を見ると、民事執行法第197条第1項第2号の要件については、その疎明がそれほど困難ではなく、この要件を満たさないことを理由として申立てが却下された事例はほとんどないとの指摘がされた。

その上で、部会のこれまでの議論においては、財産開示手続を行う必要がある場合に限り、この手続を実施するのが相当であるという現行法の考え方を基本的には維持しつつも、債権者が不奏功等の要件の立証(疎明)をすることが必ずしも容易ではないことを理由として、この要件を何らかの形で緩和しようとする考え方が示され、このような考え方の一つとして、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を撤廃し、基本的には強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば足りるとした上で、例外的に、債務者が財産開示を拒むことができる場合を定めるとの考え方が示された。そこで、部会資料10-1では、この考え方を(注1)として取り上げた。

しかし、第10回会議においては、(注1)の考え方に対して、「申立人に知っている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかである」ことを債務者の側で疎明することは実質的に困難であり、このような考え方は結局のところ先に実施した不奏功等の要件を完全に撤廃する考え方と変わらないのではないかとの批判が加えられた。このほか、この考え方

については、債務者財産が実際に開示されるまでに要する期間が現状よりも長期化するのではないかといった懸念や、強制執行の対象となる債務者財産の調査は本来的には債権者の役割であるという基本的な考え方との関係を整理することができないのではないかとの懸念が示された。

そこで、部会資料11-1では、部会資料10-1と同様に、先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直しについては、（注1）として、この部会で示された考え方を提示することとした。

（2） 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

（補足説明）

1 手続違背に対する罰則の見直し

本文は、部会資料10-1と同内容である。

2 その他の課題について

第10回会議では、過去に処分された財産を陳述義務の対象としていない現行の規定（民事執行法第199条）を改め、開示義務者に対し、過去の一定期間内に処分された財産に関する情報についても陳述義務を負わせるものとする考え方を、中間試案で取り上げるべきであるとの意見があった。このような考え方は、この部会の第2回会議及び第6回会議において指摘されたものであり、その根拠としては、①財産開示手続と詐害行為取消権とを関連付けて、過去に処分された財産であっても、詐害行為取消権によってその処分が取り消されれば強制執行の対象となり得ることに着目して説明しようとするもののほか、②現在の債務者財産についての開示義務者の陳述の正確性を担保するために過去に処分された財産に関する情報が必要となる場面があり得ることに着目して説明しようとするものが紹介された。

しかし、このような事項を陳述義務の対象に含めることは、債権者に対して執行対象となり得る財産の状況を把握させるというこの制度の目的を超えるものとなるおそれがあると考えられる。

また、上記①の説明に対しては、財産開示手続で債務者の過去の財産処分を明らかにさせたとしても、当該財産処分についての詐害行為取消権の行使のために必要な無資力要件を満たしているとは限らないのであるから、結局、当該財産が強制執行の対象となるとは限らないとの批判がある。

さらに、上記②の説明に対しては、現在の債務者財産についての開示義務者の陳述の正確性を担保するための手段は、現行の規律において既に手続的に整備されているとの批判がある。すなわち、債務者の過去の財産処分に関する情報のうち、現在の債務者財産についての開示義務者の陳述の正確性を担保するために必要となるものは、何らかの形で債務者の現在財産との間で関連性を有するものであるが、そのような関連性のある情報の取得は、財産開示期日における質問（民事執行法第199条第3項、第4項）により対応することが想定されているほか、現在の債務者財産についての開示義務者の陳述の正確性は、虚偽陳述に対する制裁（同法第206条第1項第2号）により担保されている。

このような議論の状況を踏まえ、第10回会議においても、陳述義務の内容の見直しとして、開示義務者に対し、過去の一定期間内に処分された財産に関する情報についても陳述義務を負わせるものとする考え方を中間試案で取り上げるべきであるとの意見に対しては、反対の意見が示された。そこで、部会資料11-1では、部会資料10-1と同様に、これを取り上げていない。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 新たな制度の創設

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとする。

(2) 制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

ア 金融機関から、債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については、債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか、その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗、預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

イ 一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設けるものとする。

(注) 本文の制度のほか、債務者の生命保険契約解約返戻金請求権、株式、投資信託受益権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を設けるものとする考え方がある。

(補足説明)

1 私人（法人を含む。）からの情報取得

(1) 金融機関からの預貯金債権に関する情報の取得（本文ア）

本文は、部会資料10-1と同内容である。

なお、本文が対象としている「金融機関」とは、預貯金の取扱いをする機関を指すものであり、具体的には、①銀行、②信用金庫、③信用金庫連合会、④

信用協同組合，⑤協同組合連合会，⑥労働金庫，⑦労働金庫連合会，⑧株式会社商工組合中央金庫，⑨農業協同組合，⑩農業協同組合連合会，⑪漁業協同組合，⑫漁業協同組合連合会，⑬水産加工業協同組合，⑭水産加工業協同組合連合会，⑮農林中央金庫があるほか，郵政民営化前の郵便貯金の一部を承継している⑯独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がある。

(2) その他の情報取得に関する（注）について

（注）は，部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお，部会資料10-1では，（注）で取り上げている情報取得の対象を「生命保険契約解約返戻金請求権等」と例示的に記載したが，これに対しては，第10回会議では，株式や投資信託受益権に関する情報取得についても，重要な論点であるから，議論の対象を明確にすべきであるとの指摘があった。そこで，部会資料11-1では，この点を明確にすることを試みた。これらの情報を取得する際に対象となる第三者の範囲については，部会のこれまでの議論において，生命保険契約解約返戻金請求権につき，一般社団法人生命保険協会や各保険会社が，株式や投資信託受益権につき，株式会社証券保管振替機構や各証券会社，銀行等が，それぞれ考えられるとの指摘があった。

2 公的機関からの情報取得

本文は，部会資料10-1と同内容である。

部会のこれまでの議論では，債務者の勤務先に関する情報を保有している公的機関の具体例としては，日本年金機構等の厚生年金保険の実施機関や，債務者の住所地のある市町村（住民税関係）等の税務当局があり得るのではないかとの意見があった。もっとも，このうち市町村等が保有している情報については，市町村等が地方税等の賦課徴収のために私人の秘密に属し得る情報を知ることができる立場にあることを前提に，その秘密がみだりに外部に提供されてしまうとすれば当該私人の権利利益が侵害されることとなるおそれのほか，税務当局が納税者等の自発的な協力により税務に関する情報を円滑に収集しようとするという現状の制度運用を維持することができなくなるおそれがあるとの問題意識から，地方税法第22条に基づく守秘義務につき厳格に運用し，当該情報を保護する必要があるとの指摘があり得るところであり，部会のこれまでの議論においても，市町村等からの情報取得の可否については慎重に検討する必要がある旨の意見があった。

なお，第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度は，飽くまで債務者の給与債権の差押えのために必要となる情報を取得しようとする制度であるから，ここで対象としている情報は，公的機関において保有されている直近の勤務先に関する情報であれば足り，それ以前の過去の勤務先に関する情報を含まないとの考え方があり得る。

(3) 第三者から情報を取得するための要件

ア 第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類やこの手続の実施要件については、後記イ及びウの事項を除き、財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする。

イ 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係について、次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】（財産開示手続を前置する必要があるとする案）

(7) 第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、その申立ての日前3年以内に、財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

(4) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、執行抗告をすることができないものとし、同決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする。

【乙案】（財産開示手続を前置する必要がないとする案）

(7) 先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

(4) 第三者から情報提供を求める決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができるものとする。

(9) 第三者から情報提供を求める決定は、確定しなければその効力を生じないものとし、同決定の第三者への告知は、その確定後にするものとする。

ウ 過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても、この手続の再実施を制限しないものとする。

(注) 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係（本文イ参照）については、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする考え方がある。

（補足説明）

1 第三者から情報を取得するための一般的な要件（本文ア）

本文は、部会資料10-1と同内容である。

2 第三者から情報を取得する手続と財産開示手続の先後関係（本文イ）

(1) 財産開示手続の前置の要否についての考え方

ア 甲案の考え方

本文イの甲案は、第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには、先に財産開示手続が実施されている必要があるものとする案である。甲案の根拠としては、まず、この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務との関係を整理する観点から、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたこと（当該第三者において債務者に対して守秘義務を負うべきものとする実質的な理由を失うに至ったと評価し得ること）が必要であるとする考え方があり得る。

また、情報提供を求められる第三者は債務名義に示された債権債務関係の直接の当事者ではないことを踏まえ、その回答に要する事務的な負担を軽減するという観点から、債務者自身の陳述による情報開示を先行させることで、第三者に対して情報提供が求められる機会を減少させようとする考え方があり得る。さらに、現行の財産開示手続においては、債務者が債務者財産に関する情報についての開示義務の有無を争い又はその開示義務の一部免除を求める機会があることを踏まえ、債務者に対する手続保障の観点から、財産開示手続を先行させるべきであるという考え方もあり得る。

これらの考え方は、債務者財産に関する情報の開示は、債務者自身の陳述によるのが基本であって、第三者から情報を取得する手続は飽くまで補充的な手段と位置付けるべきものとの理解に基づくものと思われる。このような理解によれば、過去に財産開示手続が実施されていたとしても、その後、財産開示手続の再実施が制限される期間（財産開示期日から3年。民事執行法第197条第3項）が経過していれば、第三者からの情報取得に先立ち、改めて財産開示手続を行うのが相当であると考えられる。

イ 乙案の考え方

本文イの乙案は、先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする案である。乙案の立場からは、この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務との関係については、先に財産開示手続が実施されていなくても、第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てる時点で、財産開示手続の実施要件が実質的に満たされているのであれば、債務者自身がその財産に関する情報を開示する義務を負うものと同視し得ると整理しようとするものと考えられる。もっとも、このような整理に対しては、現行の財産開示手続では、債務者が複数の財産を保有している場面では、債務者が執行裁判所の許可を得て開示義務の一部免除を受けることができるため（民事執行法第200条）、財産開示手続を開始するための要件が備わっている場面においても、債務者は必ずしも全ての財産について開示することになるとは限らないとの批判がされた。

また、乙案によれば、財産開示手続を実施すれば債務者自身の陳述により十分な情報が取得できる可能性がある場面であっても、第三者が情報提供義務を負うこととなるため、甲案に比べて、第三者の事務的な負担が大きいのではないかとの指摘があり得る。

さらに、債務者に対する手続保障の観点については、乙案の立場からは、第三者からの情報提供を求める決定がされた際には、予めその決定を債務者に告知した上で、債務者が執行抗告をすることでその要件の存否等を争うことができるようにするとともに、この執行抗告の間に第三者から債務者財産に関する情報が開示されてしまわないように、この決定は、確定しなければその効力を生じないものとするのが考えられる。

(2) 債務者に決定を告知すべき時期（部会資料10-1からの変更点）

この点についての本文の甲案及び乙案は、いずれも部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、第10回会議では、甲案と乙案の規律を前提とした場合に、第三者から情報提供を求める旨の決定を債務者に対して送達する時期が分かりにくいのではないかとの指摘がされた。

まず、甲案は、第三者から情報を取得する手続の実施要件を、財産開示手続の実施要件と基本的に同様のものとするのであれば（本文ア参照）、債務者に対して重ねて反論の機会を与える必要は乏しいとの考え方にに基づき、この決定に対しては、債務者が執行抗告をすることができないものとするものである。このような考え方によれば、第三者が情報提供を行う前に、この決定を債務者に告知する必要は乏しいと考えられる。そこで、部会資料11-1では、この点を明確にすることを試みた。

他方で、乙案は、第三者から情報提供を求める決定に対して、債務者が執行抗告をすることでその要件の存否等を争うことができるようにするとともに、この執行抗告の間に第三者から債務者財産に関する情報が開示されてしまわないように、この決定は、確定しなければその効力を生じないものとするものであるから、この決定の債務者への告知は、当然、第三者が情報提供を行う前にされることとなる。また、このような考え方によれば、この決定が確定する前に、この決定を第三者に告知する必要は乏しいと考えられる。そこで、部会資料11-1では、このような想定される手続の流れを確認的に記載することとした。

(3) 預貯金債権に関する情報を取得する場面に関する（注）について

本文の甲案及び乙案によれば、いずれも、第三者からの情報提供に先立ち、債権者が債務者財産に関する情報を取得しようとしていることが債務者に伝わることとなる。これに対しては、第10回会議において、債務者による財産隠しの危険を避けるとの観点から、債務者に知られることなく第三者から情報

を取得することができるようにすべきであり、特に、流動性の高い預貯金債権に関する情報を得ようとする場面では、そのようにする必要のあるとの指摘があった。そこで、部会資料11-1では、金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については、先に財産開示手続が実施されていなくても、金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で、第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても、第三者は情報提供を行うものとする考え方を取り上げた。

もっとも、この考え方によれば、債務者は、この手続によりその預貯金債権に関する情報が開示されるという不利益を被るにもかかわらず、事前に反論の機会が与えられないこととなるため、これをどのように正当化するかが問題となる。また、債務者の預貯金債権に関する情報がいったん開示されたものの、その要件が欠けていることが事後的に判明したような場合において、債務者が被った不利益を回復するための救済手段（執行抗告や損害賠償請求など）や、執行機関に送付された回答の取扱い（閲覧制限の要否など）が問題となり得る。

このほか、（注）の考え方については、この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務との関係や、第三者の事務的な負担の観点からの正当化が可能であるかについても、引き続き検討が必要となると思われる。

3 手続の再実施の制限（本文ウ）

本文は、部会資料10-1と同内容である。

(4) 回答の送付先等

情報提供を求められた第三者は、執行機関に対し、債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答についての閲覧等の請求（民事執行法第17条）は、申立人、債務者、当該第三者のほか、この手続の申立てに必要なとされる債務名義を有する他の債権者に限り、することができるものとする。

（補足説明）

本文は、部会資料10-1と同内容である。

(5) 第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が、回答に要する費用等の支払を請求することができるものとする。

（補足説明）

本文は、部会資料10-1と同内容である。

なお、現行の規律においては、調査嘱託については、請求により、必要な費用等を支給することとされているが（民事訴訟費用等に関する法律第20条第1項）、その額については裁判所が相当と認めるところによるとされており（同法第26条）、申立人は、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、費用として、その概算額を予納しなければならないとされている（同法第11条第1項第1号、第12条第1項）。第10回会議では、調査嘱託に関するこれらの規律の運用状況について、申立人が、裁判所に費用の予納をすることなく、直接第三者に対して費用等を支払う例があることが紹介された。

今般の新たな制度における第三者に支払うべき費用等の額やその支払の具体的方法についても、基本的には、調査嘱託の場面と同じ規律によることが考えられる。

（6）情報の保護

債務者財産に関する情報の提供を受けた申立人及びその情報に関する事件記録の閲覧等をした債権者は、当該情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとし、この規律の違反に対する罰則を設けるものとする。

（補足説明）

本文は、部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、部会資料10-1では、この規律により禁止される行為を、一定の目的以外の目的に「使用」することとしていたが、部会資料11-1では、この行為の内容をより明確にするため、現行の財産開示手続に関する規律（民事執行法第202条）を参考にした修正を試みた。

この罰則の具体的内容としては、まずは、現行の財産開示手続に関する規定（民事執行法第206条第2項）を参考に、30万円以下の過料とすることが考えられる。他方で、第10回会議では、第三者から提供を受ける情報の中には、当該第三者に守秘義務が課されており、かつ、その違反が刑事罰の対象となり得るものがあることを踏まえ、第三者から提供を受けた情報の目的外利用に対しても、刑事罰を科する必要があるのではないかとの意見があった。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けを制限する者の範囲

(1) 次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、アとイを併せて「暴力団員等」という。）

- ウ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- (2) (1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

なお、「暴力団員」等、買受けを制限する者として着目する属性については、買受けの申出の時点における属性を問題とするのか、売却決定期日の時点における属性を問題とするのかが問題となり得るところ、この点については、暴力団への不動産の供給源を断つという観点等を踏まえ、引き続き検討する必要がある。

2 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が1(1)のいずれかに該当する者であると認めるときは、売却不許可の決定をしなければならないものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

3 2の判断のための警察への照会

(1) 最高価買受申出人についての警察への照会

ア 警察への照会のために必要な事項の明示

(ア) 不動産の売却の手續において、買受けの申出をしようとする者は、その買受けの申出の際に、自己（その者が法人である場合にあっては、その役員）の氏名、生年月日及び性別その他警察への照会に必要な事項を明らかにしなければならないものとする。

(イ) 買受けの申出をしようとする者は、(ア)の事項を証するため、住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ 執行裁判所による照会の時期及び対象

(ア) 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、執行裁判所は、(ア)の警察への照会をしなくても、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、(ア)の警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア 最高価買受申出人が決定した後、執行裁判所は、最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは、当該第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、警察への照会をするものとする。

イ アの規定にかかわらず、執行裁判所は、アの警察への照会をしなくても、アの第三者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるときは、アの警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

(補足説明)

1 最高価買受申出人についての警察への照会（本文(1)）

(1) 警察への照会のために必要な事項の明示（本文(1)ア）

本文は、部会資料10-1と同内容である。

本文(1)ア(イ)に関して、第10回会議では、例えば、法令上、暴力団員等でないことが免許等の要件とされている業者（注）等が買受けの申出をする場合には、警察への照会をせずに、売却許可又は不許可の決定をすることが想定されているのであるから（本文(1)イ(イ)参照）、一定の場合には、住民票の写し等の警察への照会のために必要な事項を証するための文書の提出を義務付けないこととしてはどうかとの指摘があった。もっとも、これに対しては、警察への照会をするかどうかは、最終的には執行裁判所の判断にかかっていることからすると（本文(1)イ(イ)参照）、上記文書の提出を義務付けない場合を定型的に定めることができるかどうかには疑問もあり得るほか、部会のこれまでの議論では、むしろ買受けの申出をしようとする者に対し一律に一定の文書の提出を求めることの方が円滑な事務の処理に資する旨の指摘があったこと、専ら買受けの申出をしようとする者が法人である場合には、「その他の文書」として法人の代表者による証明書等の提出によって、役員の住民票の提出に代えることができるようにすべきであるとの指摘があったことを踏まえ、本文(1)ア(イ)としては、部会資料10-1と同様の提示をするものである。

なお、本文において提示しているものではないが、執行裁判所が最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）について警察への照会をするか否かを判断するまでに、当該判断に資する資料（例えば、宅地建物取引業者の免許番号）等をどのように入手するかも問題となり得るが、この点については、運用上の問題として、例えば、執行裁判所が任意に買受けの申出をしようとする者等にその提出を求める取扱いとすることも考えられる。

(注) 例えば、宅地建物取引業法では、国土交通大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業の免許を受けようとする者が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの等に該当する場合には、免許をしてはならないものとされている(同法第5条第3号の3、7号)。

(2) 執行裁判所による照会の時期及び対象(本文(1)イ)

本文は、部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、本文(1)イ(イ)は、最高価買受申出人(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等に該当するか否かについての警察への照会をする必要がない場合を規定しようとするものであることから、その趣旨をより明確にする趣旨で修正を行ったものである。

また、執行裁判所が警察への照会をせずに、売却の許可又は不許可の決定をすることができる要件として、「(ア)の警察への照会をしなくても、最高価買受申出人(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるとき」としている。これは、部会のこれまでの議論を踏まえれば、例えば、執行裁判所において、最高価買受申出人が、宅地建物取引業者であるなど法令上暴力団員等でないことが免許等の要件とされている者であると確認することができるような場合や、過去の一定期間内に他の不動産競売において売却許可の決定を受けたことがある者であると確認することができるような場合には、最高価買受申出人(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等に該当すると認められないと判断される事情があるとして、警察への照会を省略し得ることが想定されている。

2 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会(本文(2))

本文は、部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、本文に修正を行った趣旨については、上記1(2)と同様である。

4 暴力団員に該当しないこと等の陳述

(1) 陳述の内容等

ア 買受けの申出をしようとする者(法人である場合を除く。)は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア) 自らが暴力団員等ではないこと。

(イ) 自らが、暴力団員等、又は法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ 法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は、買受けの申出の際に、次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(7) 当該法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者がいないこと。

(4) 当該法人が、暴力団員等、又は法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

(2) 虚偽陳述に対する制裁

ア 保証の不返還

(7) 最高価買受申出人（その者が法人である場合にあってはその代表者）が故意により虚偽の陳述をした場合において、最高価買受申出人につき2による売却不許可の決定が確定したときは、執行裁判所は、当該最高価買受申出人が民事執行法第66条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。

(4) (7)の決定に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(ウ) (7)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は、民事執行法第86条第1項に規定する売却代金とするものとする。

イ 罰則

(1)の陳述をした者が（故意により）虚偽の陳述をした場合につき、罰則を設けるものとする。

(補足説明)

1 陳述等の内容（本文(1)）

本文は、部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、第10回会議では、本文(1)アにおいて、一定の「事項を宣誓の上で陳述しなければならない」とするのであれば、その見出し等においても「誓約」という文言を使用すべきではないとの指摘があったことを踏まえ、本文中の「誓約」を「陳述」とする案を提示した。

また、部会のこれまでの議論を踏まえれば、本文(1)の「陳述」の方法については、買受けの申出をしようとする者等の負担をできる限り軽減する観点や買受けの申出に係る事務処理を円滑に行う観点から、基本的には、これを書面によるものとするのが想定されている。

2 虚偽陳述に対する制裁（本文(2)）

本文は、部会資料10-1と実質的に同内容である。

なお、本文中の「誓約」を「陳述」とする点については、上記1と同様である。

また、第10回会議では、専ら刑事罰を念頭に、「虚偽の陳述」について罰則を設ける場合には、当然に故意によるものをその対象とすることとなるのではな

いかとの指摘があったことを踏まえ、確認的に「（故意により）」との表記とすることを提示した。

第10回会議では、本文(2)ア(ウ)の最高価買受申出人が返還を請求することができない保証について、これを民事執行法第86条第1項に規定する売却代金として配当等の原資とする場合には、その正当化根拠が問われるのではないかといった指摘があった。この点についての試みの説明としては、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあってはその役員）が暴力団員等であるとして売却不許可となった場合には、執行官が再度開札期日を開いて最高価買受申出人を定め直すなど、競売手続の迅速な進行を阻害し、債権者や債務者等の利害関係人に影響を与えるものであることを根拠として、保証を配当等の原資とし、債権者や債務者の利益に帰着させることは合理的であると説明することが考えられる。いずれにしても、制度を導入することとする場合には、この点についての説明の在り方が課題となる。

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡しの強制執行に関して、執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合(直接的な強制執行)の規律を明確化するものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

なお、部会のこれまでの議論を踏まえれば、現在の執行実務において、債務者による子の監護を解く行為を行っているのは執行官であることや、民事執行手続において事実的行為を必要とする処分については主に執行官が担っていることから、執行現場において債務者による子の監護を解くために必要な行為をする主体については、執行官とするのが相当であると考えられる。

2 直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制の決定が確定した日から2週間を経過した後でなければすることができないものとする。

(注) 間接強制の手続を前置することを原則とした上で、子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるときは、例外的に、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

(補足説明)

1 部会資料10-1からの変更点

本文の（注）以外の部分は、部会資料10-1と同内容である。

部会資料10-1では、子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては、間接強制が前置されることを要するものとしていた。しかし、第10回会議では、子の引渡しをできる限り速やかに実現する観点から、子の引渡しの直接的な強制執行においては、間接強制の手続を前置することを原則としたとしても、一定の場合には、例外的に、間接強制の手続との前後を問わず、子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとするべきとの指摘があった。本文では、これを踏まえ、そのような考え方を（注）として記載することを試みた。

2 間接強制の手続を前置しないこととする場合の要件について

もっとも、例外的に、間接強制の手続を前置しないものとしても、その場合の要件をどのようなものとするかが問題となる。

この点につき、部会のこれまでの議論を踏まえれば、間接強制の手続の前置するものとする考え方は、子の利益を図るため、子の心身に与える負担がより小さい強制執行の方法から順次実施するというものであると考えられる。そこで、その考え方を維持することが子の利益の観点から相当ではなく、直ちに直接的な強制執行をするべきものと考えられる場合を例外扱いとするという観点から、「子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるとき」とする案を試みに提示した。

ただ、このような要件が相当であるかについては、なお議論があり得るところであるほか、当該要件に該当し得る具体例としてどのような事例があり得るのか、例えば、審判前の保全処分（注）を債務名義とする子の引渡しの直接的な強制執行が申し立てられた場合には、この要件を満たすものと考えられるのかといった問題について、今後更に検討する必要があるものと考えられる。

なお、例外的に、間接強制の手続を前置しないものとしても、その判断の主体をどのように考えるのが問題となるが、間接強制の手続を前置しないものとする場合の要件の在り方や、本文5の子の引渡しの直接的な強制執行に係る執行機関の在り方との関係を踏まえ、今後更に検討する必要があるものと考えられる。

（注） 親権者又は監護権者の指定・変更を本案とする審判前の保全処分は、「強制執行を保全し、又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるとき」に命ずることとされているが（家事事件手続法第157条、175条）、これに該当するときとして、例えば、監護親の不適切な監護により子の健康が損なわれる危険が生じている場合等が想定されている。

3 直接的な強制執行の手続の骨格

(1) 子が債務者と共にいること（同時存在）の要否

ア 執行官は、子が債務者と共にいる場合に限り、債務者による子の監護を

解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行裁判所が事案の性質，子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは，アの規定にかかわらず，執行官は，子が債務者と共にいる場合でなくとも，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(補足説明)

1 部会資料10-1からの変更点

(1) 見出しについて

第10回会議では，子が債務者と共にいる場合に限り，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする考え方について，「いわゆる同時存在の原則」と表記することについて異論があり得ることが指摘されたことを踏まえ，本文の見出しを上記のとおり，提示することとした。

(2) 本文(1)イを判断する主体について

部会資料10-1では，本文(1)イにおいて，子が債務者と共にいる場合でなくとも執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる場合の要件の判断について，執行裁判所又は執行官（[執行裁判所／執行官]）が行うものとして提示していたところである。部会のこれまでの議論では，当該要件としては，子の心身に及ぼす影響等様々な事情を総合的に考慮することを要するものとすることを支持する指摘が複数あったほか，第10回会議では，そのような要件の判断をする主体としてはその事柄の性質上，執行裁判所とするのが相当であり，仮に，執行官が執行現場においてそのような要件を判断するような事態となれば判断の負担が大きい旨の指摘があった。

これらを踏まえ，本文では，執行裁判所が当該要件を判断するものとすることを提示することとした。

(参考) なお，例外として，本文(1)イの要件について，執行裁判所がその要件の充足性を判断するものとした場合について，本文5の子の引渡しの直接的な強制執行の執行機関との関係でどのような手続の流れが考えられるかを試みに提示すると，次のようなものが考えられる。

まず，子の引渡しの直接的な強制執行の執行機関を執行官とする場合には，債権者は，①執行裁判所に対して，本文(1)イの要件に該当するものとして，子が債務者と共にいる場合でなくとも直接的な強制執行を行うことができるものとする「許可」の申立てを行い，執行裁判所からその旨の許可決定を得た上で，②執行官に対して当該許可決定書の謄本の提出しつつ，子の引渡しの直接的な強制執行の申立てを行うものとする規律が考えられる。

他方で、子の引渡しの直接的な強制執行の執行機関を執行裁判所とする場合には、債権者から執行裁判所に対して直接的な強制執行の申立てがされると、執行裁判所が、（申立て又は職権により）本文(1)イの要件を満たしているか否かを審査し、第三者（執行官）に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする際に、子が債務者と共にいる場合でなくとも直接的な強制執行がされるものとするかが判断されるものとする規律が考えられる。

2 本文(1)イの考慮事情について

本文では、「事案の性質、子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して」とし、一定の考慮事情を例示しているところ、部会のこれまでの議論を踏まえると、例示された事情についての考え方等は、概ね以下のような考え方があり得る。

(1) 「事案の性質」

「事案の性質」とは、紛争に関する客観的な事情をいい、子の引渡しの直接的な強制執行事件の背景である、債権者、債務者及び子の紛争への関わり方等の事実関係が広く含まれ得るものと考えられる。例えば、現に債務者が子に暴行を加えていることがうかがわれるといった、子の生命、身体に対する差し迫った危険を基礎付けるような事実関係は、その一内容となり得るものと考えられる。

このような考え方からは、例えば、申し立てられた事件の債務名義が審判前の保全処分（家事事件手続法第157条、第175条）であること自体も、その一内容となり得るかが問題となり得る。このほか、例えば、現に子に急迫の危険が生じているとまでは認められないが、本案において、債務者による子への暴行等が考慮されて、債権者の監護権が認められたような事情があった場合等も、その一内容となり得るかが問題となり得る。

(2) 「子の心身に及ぼす影響」

部会のこれまでの議論では、子が債務者と共にいる場合でなくとも執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をした場合に、当該子の心身に及ぼす影響がどのようなものであるかという点を考慮要素とすることについて、大きな異論はなかったように思われる。

そして、子の心身に及ぼす影響がどの程度であるかは、子の自らのおかれた状況を把握・理解する能力の程度に影響を受けるものということができることからすれば、例えば、子が乳児であること等、当該能力の程度に関する事情は、その一内容となり得ると考えられる。また、個別の事案によるところではあるが、例えば、執行現場に子が慣れ親しんだ者が立ち会うことによって、子の精神的な安定が増進する場合があると考えられる。そうだとすれば、執行現場に、債権者本人等誰が立ち会うのかといった事情も、その一内容となり得ると考え

られる。

(3) 「既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」

部会のこれまでの議論では、子の引渡しの直接的な強制執行を行うために子が債務者と共にいることを常に要求することとなれば、強制執行を実施しても債務者が恣意的にその執行現場に立ち会わないこと等によって、当該強制執行を不能に至らしめる蓋然性があるとの懸念があり、そのような事態が生じた場合への対応を考える必要がある旨の指摘がされた。また、子の引渡しの直接的な強制執行に先立って間接強制の手続が行われた場合を念頭に、その際の債務者の態度も考慮され得る旨の指摘もあった。

これを踏まえると、上記「既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」には、例えば、執行官が直接的な強制執行に着手したものの、執行官が行った説得を無視するなどし、債務者があえて子を抱きかかえて離さない等した結果、他に執るべき有効な手段もなく執行が功を奏さなかったといった事情は、その一内容となり得ると考えられる。

(4) 「その他の事情」

部会のこれまでの議論においては、執行現場において債務者が取り乱したり、債務者が子に忠誠を迫ったりする等して、子が債務者と共にいる場合に強制執行を行うことが、かえって子の心身に負担を掛ける事案もあるとの指摘がされた。これを踏まえれば、個別の事案によるところではあるが、「その他の事情」として、子が債務者と共にいる場合に強制執行を行うものとする、債務者が子の心身に影響を与える言動をすることが具体的に予想される事情は、その一内容となり得ると考えられる。

なお、第10回会議では、本案における債務者の言動は「その他の事情」として考慮されるのではないかとの指摘がされた一方で、本案では当事者は自らの権利を実現するために必要な主張・立証を行うことが予定されているから、その言動を執行の段階で考慮するとなれば、本案での主張・立証活動が萎縮することになりかねないため、基本的には考慮されるべきではないとの指摘があった。

3 本文イとは異なる考え方

第10回会議では、子が債務者と共にいる場合でなくとも執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる場合の要件について、子の心身に及ぼす影響が少ないことを要するものされるべきであり、子の心身に及ぼす影響の高低を他の事情と並列的な考慮要素とするべきではないとの指摘があった。この考え方は、上記要件として、例えば「執行裁判所が子の心身に及ぼす影響が少ないと認める場合において、事案の性質並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるとき」とすることを示唆するものであると考えられる。

もっとも、上記のような規律を採用することについては、他の見解もあり得るとも思われるところであり、今後、更に検討する必要がある。

4 子が債務者以外の第三者に預けられている場合における直接的な強制執行

一定の要件のもと、執行官は子が債務者と共にいる場合でなくとも債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるとする規律を採用する場合には（本文(1)イ）、子が債務者以外の第三者に預けられている場合について、子の引渡しの直接的な強制執行を行うことができるかどうかは特に問題となる。

部会のこれまでの議論においては、「子が債務者以外の第三者に預けられている場合」といっても、子と当該第三者との事実上の関係には様々なものがあるとの問題意識に基づき、例えば、債務名義成立後に、①子Aが昼間、債務者Bから保育士等の第三者Cに預けられ、C所有の敷地内にいる場合や、②子αが債務者βから子αの祖父母γに長期間預けられ、γの自宅内で監護されている場合（注）が指摘され、強制執行を行うことができるものとするべきか、できるものとするればどのような手当を要するか等が議論された。

そして、これらを検討するにあたっては、(a)子が第三者に預けられている場合に、債務者に子の引渡しを命ずる債務名義との関係において子の引渡しの直接的な強制執行に着手することができるかの問題と（部会資料7第3・3の（補足説明）3（8頁）参照）、(b) (a)の観点からの問題がないとしても、執行場所を占有する者の財産権等の保障の観点から何らかの手立てを要するか（具体的な規律としては、その者の同意を要するものとするか）の問題という性質の異なる問題が含まれていることが指摘されている。

この点、(b)の問題については、部会のこれまでの議論を踏まえ、執行場所を占有する者の財産権等の保障の観点からハーグ条約実施法第140条第2項の規定が設けられていること等から、本文3(2)のとおり、債務者の住所その他債務者の占有する場所以外の場所において、子の引渡しの直接的な強制執行を行うには、当該場所を占有する者の同意を要するものとする規律を提示している。

しかし、(a)の問題については、部会のこれまでの議論では、現行法における承継執行文とは異なるが、執行文の付与の制度を介して強制執行を可能とする枠組みがアイデアとして指摘されているが、そのような執行文の付与を可能とする理論的根拠等については、必ずしも明らかではない。

以上を踏まえ、子が債務者以外の第三者に預けられている場合における直接的な強制執行に関する規律については、今後、更に検討する必要があると考えられる。

（注） 本文②の場合に、祖父母と子との関わり方には様々な態様が考えられ、例えば、日常的な世話は子の祖父母に委ねられているものの、債務者と子との間に継続的な交流があり、債務者と祖父母が共同して子を監護している場合や、債務者が子と完

全に別居しており、両者の間に全く交流がなく、祖父母のみが子を監護している場合などがあり得る。

(2) 債権者等の執行場所への出頭

執行官は、債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り、債権者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

(3) 執行場所

ア 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ 執行官は、アに規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

(注) 本文(1)イの規定に基づき、子が債務者と共にいない場合において、債権者による子の監護を解くために必要な行為をするときについては、本文(2)の規定にかかわらず、債権者本人や児童心理の専門家等が執行の場所に出頭しなければならないものとする考え方があるほか、本文(3)イの規定を適用しないものとし、執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所に限るとする考え方がある。

(補足説明)

一定の要件のもと、執行官は子が債務者と共にいる場合でなくとも債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする規律を採用する場合には、子の心身に与える負担を軽減する方策を講ずる必要があるとの考え方がある。この考え方に基づく規律については、部会資料10-1において、本文3(1)の注として記載していたが、第10回会議において、同じく本文3の部分に含まれる、債権者等の執行場所への出頭、執行場所に係る規律との関係が不明確である旨の指摘がされた。そこで、部会資料11-1では、本文3の全体の注として記載することとし、この点を明確にすることを試みた。

4 執行場所における執行官の権限等

- (1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。
 - ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
 - イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。
 - ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。
- (2) 執行官は、債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。
- (3) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。
- (4) 執行官は、(3)の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。
- (5) 執行官は、(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

(補足説明)

- 1 本文は、部会資料10-1と同内容である。
- 2 なお、本文の「抵抗」や「威力」は民事執行法上の概念を想定しているところ(同法6条参照)、「抵抗」とは、一般に、職務の執行に対する妨害をいうとされ、「威力」とは、執行官の腕力等の実力をいうとされている。当然のことながら、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、執行官が具体的にどの程度の行為が許されるかについては、執行現場における個別具体的な事情に基づき判断されるものであるが、本文の規律を前提として、部会のこれまでの議論を踏まえて検討すれば、次のように考えられる。
 - (1) 子に対する行為について

一般論として、例えば、執行官が乳児など自律的な意思表示をすることができない子を抱き上げて債権者に引き渡す行為は、威力の行使に当たらず許されるものと考えられる。また、おおむね3歳以上の自律的な意思表示をすることができる子については、子が同意しているときはもとより、子が口頭で拒絶の意思を示していても、身体的な抵抗までは示さないという場合に、子の手を引いたり肩を押したりするなど、子の意思を制圧しない程度の有形力を行使して、子を誘導することも威力の行使には当たらず許されると考えられる。他方で、子が嫌がって座り込んでいたり、逃げまどっていたりするなどして抵抗を示した場合に、執行官がその子の身体に触れて連れ出したり、追いかけて捕まえたりすることは、威力の行使に当たり許されないとされるときもあるものと考えられる。

(2) 債務者等の子以外の者に対する行為について

一般論として、例えば、債務者がその住居の玄関前に立ちふさがる等して、当該住居への執行官による立入りに抵抗を示している場合に、子が別室にいる等して、執行官が債務者に威力を行使したとしても、その状況を子が感知し得ないときには、執行官は、債務者に手を掛けて移動させる等して、債務者の抵抗を排除することは許されると考えられる。他方で、執行現場において債務者が子を抱きかかえていた場合は、上記のとおり執行官は子に対する威力を行使することができないときがあり得る上、その状態で債務者の腕を解く等の威力の行使をすると子に怪我をさせたり、子に精神的なダメージを与えたりするおそれがあるが、具体的事案においてそのようなおそれが認められた場合には、債務者に対し威力を行使することが困難となるものと考えられる。

5 直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】（執行裁判所が執行機関となる案）

- (1) 子の引渡しの直接的な強制執行は、執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。
- (2) (1)の決定は、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】（執行官が執行機関となる案）

子の引渡しの直接的な強制執行は、執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

(注) 部会のこれまでの議論では、子の引渡しに関する債務名義を有する債権者が、裁判所に申立てをすることによって、「公署、学校その他の団体（電話会社、警察等を含む）に対し、子の所在の調査を囑託することができる」といった制度」を設けることを検討すべきであるとの意見が示された。

もともと、部会のこれまでの議論では、子の引渡しの強制執行に限って、このような制度を設けることの必要性や合理性についての具体的な説明が必要であるとの指摘があったほか、まず債務者自身が債権者に対し子の所在場所を開示する義務が認められるのか、第三者に回答義務を課すとすれば、その理論的な説明が求められることとなるのではないかとといった指摘があった。以上のような議論の状況を踏まえ、部会資料11-1では、上記意見にある提案を取り上げていない。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

(1) 金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から〔2年〕を経過したときは、差押債権者は、執行裁判所に対し、第三債務者から既に支払を受けた旨の届出（民事執行法第155条第3項参照）又はまだ支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとする。

(2) (1)の届出義務が生じた日から〔2週間〕を経過したにもかかわらず、差押債権者が(1)の届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

(3) 民事執行法第155条第3項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又は(1)の届出があった場合には、(1)の期間は、それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。

(注) 執行裁判所の取消決定により債権執行事件を終了させようとする本文の規律とは異なり、取立権が発生した日から〔2年〕を経過したときは、執行裁判所は、差押債権者に対して、本文(1)の届出をするよう命ずることができるものとした上で、この命令が差押債権者に告知された日から〔2週間〕を経過したにもかかわらず、差押債権者がその届出をしないときは、差押命令の申立ての取下げがあったものとみなすものとする考え方がある。

(補足説明)

1 執行裁判所の取消決定により差押命令の効力を消滅させる考え方（本文）

(1) 前回からの変更点

ア 部会資料10-1では、中間試案のたたき台として、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、執行裁判所が、差押債権者に対し、第三債務者から支払を受けた旨の届出又

は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするよう命じた上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すという規律を提示した。このような規律においては、執行裁判所は、一定の届出をすべき旨の命令（届出命令）と差押命令を取り消す旨の決定（取消決定）を、相当と認める方法により差押債権者に告知する必要があると考えられるが、第10回会議では、これらの裁判については、実務上、いずれも送達の方法により告知せざるを得ないのではないかと指摘がされた。その上で、この場面で債権執行事件を終了させるために、送達を2回もしなければならないこととなれば、その送達費用を予納しなければならないこととなる差押債権者の負担が過度に重くなるのではないかなどの懸念が示された。

このような懸念を踏まえ、部会資料10-1で示された規律をより簡素な手続に改める考え方としては、①取立権の発生から一定の期間が経過した場面で、差押債権者に対して一定の届出を義務付ける過程の規律を修正する方向と、②差押債権者がこの届出を怠った場面で、差押命令の効力を消滅させる過程の規律を修正する方向があり得る。部会資料11-1の本文は、このうちの①の方向によるものであり、具体的には、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、差押債権者が、執行裁判所に対し、第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないとした上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すという規律を提示するものである。

イ 本文(1)のうち、第三債務者から支払を受けた旨の届出をすべきものとしている部分は、実質的には、現行の民事執行法第155条第3項の義務の履行を求めるものと整理することが考えられる。

これと異なり、差押債権者が第三債務者から全く支払を受けていない場合であっても一定の届出をすべきものとしている部分は、現行の規律にはない新たな義務を課すものである。このような義務を課すことに関しては、例えば、債権執行事件においては、差押債権者は執行裁判所の執行行為に付随する事務を担う機関（執行共助機関）としての性質を有することに着目し、執行裁判所による事件の進行・管理のために必要な協力として、これを正当化しようとする考え方があり得る。

また、本文の規律については、執行裁判所が差押命令を取り消す前に、執行裁判所の裁判所書記官が、差押債権者に対して事務的な連絡をし、第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするように促すという運用を想定するのが相当であるとも考えられる。

2 申立ての取下げの擬制により差押命令の効力を消滅させる考え方に関する(注)について

部会資料11-1の(注)は、部会資料10-1で示された規律をより簡素な手続に改める考え方のうち、②差押債権者が一定の届出を怠った場面で、差押命令の効力を消滅させる過程の規律を修正する方向によるものであり、具体的には、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、執行裁判所が、差押債権者に対し、第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするよう命じた上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、差押債権者が差押命令の申立てを取り下げたものとみなすという規律を提示するものである。

このような規律を支持する立場からは、その根拠として、差押債権者が、長期間にわたって取立権を行使せず、かつ、執行裁判所からの求めにもかかわらず、届出をすることすら怠っているのであれば、もはや手続を維持する意思がないものと評価することができるとして、差押債権者による申立ての取下げを擬制するだけの実質的な利益状況があるといえるのではないかとの説明があり得る。

もっとも、このような説明に対しては、部会のこれまでの議論において、差押債権者が一定の届出をすることを怠っている場面であっても、差押債権者が取立てに向けた行為(例えば、取立訴訟の提起や、差押債権の一部の回収など)を現に行っている場合や、例えば、強制執行の一時停止を命ずる旨を記載した裁判の正本(民事執行法第39条第1項第7号)が提出されたときのように、差押債権者が取立権を行使することができない事情が執行裁判所に判明しているような場合があり得るのではないかとの指摘がされ、このような場面では、差押債権者による申立ての取下げを擬制するだけの実質的な利益状況があるものと一律に断定することはできないのではないかとの批判がされた。また、(注)の考え方については、この規律により差押命令の効力が消滅したことに対して、差押債権者が不服申立てをする(擬制された取下げの効果を争う)機会を与える必要がないか、必要があるとすればどのような手続によってその機会を与えるかを検討する必要があると考えられる。

2 その他の場面(債務者への差押命令等の送達未了)における規律

- (1) 債権を差し押さえた場合において、債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは、執行裁判所は、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に送達をすべき場所の申出(送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て)をすべき旨を命ずることができるものとする。
- (2) (1)の場合において、差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出(送達をすべき場所が知れないとき等には、公示送達の申立て)をしないと

きは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。

(注1) 不動産執行又は船舶執行において、その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(注2) 民事保全において、保全命令を債務者に送達することができない場合に関して、本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

(補足説明)

本文は、部会資料10-1と同内容である。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 差押禁止の範囲の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲に加えて、支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

(補足説明)

1 部会資料10-1からの変更点

部会資料10-1では、給与等の債権（民事執行法第152条第1項第2号）の差押えが禁止される範囲の見直しに関する考え方を提示したが、部会のこれまでの議論においては、同項第1号の債権が差し押さえられた場合にも、債務者が最低限度の生活を維持することが困難となることがあると考えられるため、同号の債権についてもその差押えが禁止される範囲の見直しをする必要があるのではないかとの指摘があった。そこで、部会資料11-1では、引き続き検討するものとされる差押禁止の範囲の見直しの対象を拡張する趣旨の修正をした。

2 差押禁止債権の振込口座である預貯金債権に対する差押命令の取消し

部会のこれまでの議論では、もっぱら差押禁止債権が債務者の預貯金口座への振込みにより支払われている場合を念頭に、その預貯金債権が差し押さえられたときには、債務者の申立てにより、執行裁判所が、債務者及び債権者の生活の状況等（同法第153条第1項参照）を考慮することなく、一律に、差押命令のうち一定の額に相当する部分を取り消すものとする考え方が示された。

このような考え方に基づく規律を設けることは、昭和54年の民事執行法制定の際にも議論されたが、その際には、債務者が差押禁止債権に基づく給付に相当する金額を預貯金口座から出金した上で再びその金員を入金した場合の取扱いをどのようにするかが問題とされるなどして、このような規律を設けることは見送

られ、差押禁止債権の範囲変更に関する一般的な規定（民事執行法第153条）に委ねられることとされた。この部会のこれまでの議論においても、債務者が最低限度の生活を維持することが困難となるという問題に対応するのであれば、債務者及び債権者の生活の状況等を考慮した上で差押命令を取り消す範囲を個別に判断するのが適切であるとの考え方が示された。そこで、部会資料11-1では、部会資料10-1と同様に、この考え方については、取り上げていない。

2 取立権の発生時期の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から〔4週間〕を経過したときとする考え方について、引き続き検討するものとする。

（補足説明）

部会のこれまでの議論では、民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えにより債務者が最低限度の生活を維持することが困難となることがあるという問題に対応するための見直しの方向としては、差押禁止の範囲を見直すという方向（本文1参照）のほかに、差押禁止債権の範囲変更の申立て（同法第153条）をより利用しやすくするという方向があるのではないかと意見があった。

すなわち、現行の規律においては、民事執行法第152条第1項の差押禁止の範囲が画一的なものであるため、具体的な事案に応じた不都合を回避する観点から、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることができることとされているものの、これに対しては、差押債権者による取立てが行われるまでの短期間の内に、債務者が差押禁止債権の範囲変更を申し立てることは事実上困難であり、この範囲変更の制度がほとんど機能していないとの指摘がある。このような指摘を踏まえ、部会のこれまでの議論では、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てをする機会を実質的に保障するため、差押債権者が差押債権の取立てをすることができるようになる時期を見直す考え方が示された。

もっとも、このような考え方については、現行の民事執行法第155条第1項において、取立権の発生時期が差押命令の債務者への送達日から1週間と定めている趣旨が、債務者が執行抗告をすることができる期間（同法第10条第2項）に対応するものであるとされていることとの関係で、同法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合に限って、取立権の発生時期を後ろ倒しにすることをどのように正当化するかが問題となると考えられる。また、このような考え方により取立権の発生時期を見直す際には、併せて、転付命令（同法第159条）の効力の発生時期についても検討する必要があると考えられる。

3 その他（手続の教示）

民事執行法第152条第1項各号の債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立て（同法第153条）をすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

（補足説明）

部会資料10-1では、金銭債権が差し押さえられた場合には、差押債権の種類にかかわらず、執行裁判所が一定の教示をするものとする考え方を取り上げたが、これに対しては、第10回会議において、このような教示が必要とされている場面は、民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えの場面であるとの指摘がされた。そこで、部会資料11-1では、引き続き検討するものとされる教示が必要とされる場面を限定する趣旨の修正をした。